

第 2 章

家族ワクフをめぐる家族の争い エジプト最高憲法裁判所の 2008 年違憲判決が示すこと

竹村 和朗

要約

家族を捉える切り口の一つに家族間の財産分配がある。中東におけるこうした家族論を扱う際に注意しなければならないのが、法の扱いである。現代中東諸国でそれぞれ制定されている家族法は、地域の歴史的先例であるイスラーム法とどの程度一致し、またはしないのか。法は中東における家族形態にどのような影響を与えているのか。これらの問いを考察するため、本稿では、家族間の財産分配に関わる制度の一つである家族ワクフに注目する。家族ワクフは、中東諸国の近現代の法整備過程の中でしばしば廃止または制限を受けてきた。エジプトでは、家族ワクフは 1952 年の法律で廃止され、そのワクフ財は所有者またはその子孫である受益者に返還されることになった。この規定に対する不満や問題の解決は司法に委ねられてきたが、近年、最高憲法裁判所が 1952 年法の一部規定に対する違憲判決を下した。本稿では、同判決の内容と意義を判決本文の分析から明らかにする。

キーワード：エジプト、家族、ワクフ、相続、イスラーム法

はじめに

家族という概念・制度は、人と人を結びつけ、時に人を守り、時に抑圧する仕組みとして、多くの歴史・地域で観察され、その実態と展開は社会的・政治的関心の対象となってきた (cf. 比較家族史学会 1996)。家族を捉える切り口は多様にあるが、家族を感じさせる瞬間の一つに、財産の分配・継承が挙げられるだろう。人が自らの財産を他人に分け与えるとき、両者の間には売買のような市場交換とは異なる互酬的關係性が生じることが知られるが (モース 2014)、贈与や相続は多くの場合家族成員間で行われるもの

とされ、財産分配そのものが家族の一員である、またはその輪から疎外されたという感覚を生み出すこともあるだろう。ある人を家族だと思ふことは、自身の気持ち一つで決められるものではなく、社会に先だつて存在する家族観によって縛られ、そうした理念は婚姻や相続などの文脈において支配的な慣習や法令によって支えられ、その実践によって補強されているのではないだろうか。

このように考えれば、日本と、日本からすれば「異文化」とみなされる中東との間で、家族を成り立たせる構造にそれほどの違いはない。日本には日本なりの慣行や法令があり、中東には中東なりの慣行や法令があるだけである。ただ、中東は宗教・文明としてのイスラームが広く長らく根づいた地域であるために、時代や地域を超えた普遍的な「イスラーム法」の影響があり、家族的理念や言説にもイスラーム的価値観が深く関わると——時にあまりに安易に——想定されてきた。しかし、中東近代法に研究が明らかにしてきたように、現代中東の法とは、議会や省庁によって定められた制定法である。制定法は、地域の歴史的先例である「イスラーム法」の影響を受けつつ、法整備や運用などの点で西洋法を模範とし、その規定や制度を受容し、各国の政治的状況の中で独自に発展してきた（大河原・堀井 2014）。これは、しばしば「イスラーム法をそのまま制定法にした」と説明される婚姻や相続、遺贈、ワクフなどについても同様で、法令の条文表現とその解釈・適用は各国それぞれに発展させられたもので、決して「イスラーム法」と同一とは言えない。

本稿執筆者は、現代エジプト社会の研究を進める中で法と社会の関係に関心を持ち、近年は財産処分と慈善の双方に関わるワクフ制度に注目している。本稿では、ワクフの中でも特に「家族ワクフ」と呼ばれるものに関する違憲判決を取り上げ、その分析から家族ワクフに関する法令が現在どのような状況にあるのかを明らかにしたい。

I 基本用語

本論に入る前に、本稿に頻出する基本用語として、ワクフ、家族ワクフ、最高憲法裁判所の3点について説明しておく。

ワクフは、アラビア語の *waqf* をカナ表記した言葉で（ハブス *ḥabs* ともいう）、「停止」「阻止」を意味する。ワクフ制度とは、ある人が私有財産の所有権の移転を「停止」した上で、指定する対象にその財産の使用利益権を与える法的行為であり、これら行為や財産全体を指す言葉としても用いられる。英語でしばしば *endowment* や *trust* と訳されるように、信託や基金に近い機能を持つが、「神へのお近づき」や「来世での報酬」のための慈善行為や施しを根底とする点から、個々人の宗教的理解と自発的行為にもとづく「イスラーム的」制度であり¹、イスラーム法学の中で手続きや規則が体系化されて

¹ ただし、コーラン (*al-qur'ān*) の中にはワクフ制度への言及はなく、そのイスラーム的根拠は預言者ムハンマドの言行 (*al-ḥadīth*) に求められる (cf. *al-Jamal* 2007: 33–34)。

きた (cf. 柳橋 2012, 特に第 24 章「ワクフ」637–666 頁)。私財を投じてワクフを行う者を「ワクフ設定者」(wāqif)、ワクフの対象となる財産を「ワクフ財」(al-mawqūf)、その使用利益を得る者を「ワクフ受益者」(al-mawqūf ‘alay-hi)、財産を管理する者を「管財人」(nāzir, mutawallī) と呼ぶ。受益者は、貧者や困窮者、孤児といった不特定の慈善行為対象者や、礼拝所 (モスク) や教育施設の利用者となることが多い。ワクフ財にされる財産は、使用利益が認められる農地や都市不動産が多い。個人にとってみればワクフは財産保護と慈善を兼ね合わせた行為であり、為政者にとっては社会福祉やインフラ整備の方策でもあった。

時代や地域によって異なるが、ワクフには下位区分が認められる。近代エジプトの「家族ワクフ」(waqf ahli) もその一つであり、シリアでは「子孫ワクフ」(waqf zurri) と呼ばれる。これは、ワクフ財の受益者をワクフ設定者の家族や子孫に特定したもので、これらの人々が途絶えた後には、広く貧者や困窮者を受益者とするようになる。最初から貧者や困窮者を受益者とするものは、慈善に特化したものとして、「慈善ワクフ」(waqf khayri) と呼ばれる。この区分は、歴史的には明確に区別されてこなかったが、近代の法整備過程でワクフ制度改革が求められ、特に「家族ワクフ」に政治的・経済的な理由で多くの批判が集まるようになると、法概念として具現化し、条文上で表現されるようになった (エジプトの状況については Baer 1969)。エジプトの法令では、「家族ワクフ」という語は用いられず、「非慈善ワクフ」(waqf ‘alā ghayr al-khayrāt, 「慈善以外に向けられたワクフ」) と表現される。

エジプトの場合、「家族ワクフ」と「慈善ワクフ」の区分を最初に条文中で明示したのは、ワクフに関する同国初の制定法でもある「ワクフの規定に関する 1946 年法律第 48 号」(以下 1946 年法と略称) である。同法は、1920 年代に家族ワクフ禁止法案が提出されて以来、20 年以上かけて断続的に議論され、最終的に 1940 年代になって、家族ワクフに対する種々の制限を加えることで合意され、制定されたものである。

この数年後「1952 年革命」が起こると、旧体制を構成する大土地所有者層の弱体化のため農地改革が実施された。第一弾が農地所有の上限を定めた 1952 年法律第 178 号であるが、さらに農地所有形態の一部をなしていた家族ワクフ地を没収するために制定されたのが、「非慈善ワクフの廃止に関する 1952 年法律第 180 号布告」(以下 1952 年法と略称) である。1946 年法によりすでに家族ワクフには期間が設定され、「ワクフの終了」と「終了したワクフの返還と分配」規定が用意されたが、1952 年法は改めて「終了した家族ワクフの返還と分配」規定を定めた (第 2 節参照)。家族ワクフを用いれば、個人は自らの死後に発生する相続や遺贈に先んじて、自身の好きなように、家族成員や子どもの一部、またはその他の者をワクフ受益者や管財人とすることができたため、財産分配において家族間に不公平感をもたらし、ワクフ財返還が生じた際の家族間の争いの下地をなしていた。次節で見るように、1946 年法と 1952 年法の規定がわずかに異なるこ

とも影響を与えていた。

最後に、本稿で判決を扱う最高憲法裁判所 (al-maḥkama al-dustūriya al-‘ulyā) について触れておきたい。これは、1971 年憲法の第 174～178 条で初めて言及され、1979 年法律第 48 号により設置されたもので (El-Morr, Nossier, and Sherif 1996; Moustafa 2007)、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて司法体制の基礎が作られたエジプトでは比較的新しい裁判所である。エジプト司法体制は、民事・刑事に関わる普通司法と、国家行政に関わる行政司法の二系統に大別され、それぞれ破棄院 (maḥkama al-naqd) と国務院 (majlis al-dawla) を頂点とする階層構造を持つが、最高憲法裁判所はこの二系統のいずれにも属さず、法令の合憲性判断のみを管轄とする。最高憲法裁判所に違憲審査を持ち込む方法は二つあり、一つが訴訟当事者が個人的利害関係がある法律の審査を要求する方法で、こちらが事例の大半と言われる (El-Morr, Nossier, and Sherif 1996: 47–48)。もう一つは、個人的利害関係がない場合に、裁判所が合憲性判断を求めて持ち込む方法である。

エジプトの普通司法には、区裁判所 (maḥkama juz’īya)、始審裁判所 (maḥkama ibtidā’īya)、控訴院 (maḥkama isti’nāf) の三階層があり、これらの上に法律の運用や解釈を問う最上位の法律審としての破棄院がある (竹村 2018b)。先に述べたように、最高憲法裁判所はこれらの裁判所とは別の系統として存在し、統治基本法である憲法に即して法律や司法判断の是非に関する審理を行うため、国内政治への影響力を持ち、特に 1990 年代以降には、通常的手段では行うことが難しい、政治体制に対する異議申立てや社会運動の経路の一つを形成していた (cf. Moustafa 2007)。本稿で紹介する 2008 年の判決は、1952 年法によって廃止された家族ワクフの分配に関する普通司法での訴訟として始められたが、控訴院によって最高憲法裁判所に持ち込まれたものであった。

以下、第 3 節ではこの違憲判決の内容と意義を見ていくが、その前に同判決の背景となっていた「終了したワクフ財の返還と分配」に関する法規定として、1946 年法第 17 条と 1952 年法第 3 条の内容を確認しておこう。

II 終了したワクフ財の返還と分配に関する二つの法規定

近代エジプト初のワクフ制定法である 1946 年法は、イスラーム法学に蓄積されてきた諸規則を前提としつつ、政治的・社会的文脈の中で主張されたワクフ制度改革の要求を満たすべく、イスラーム法学規定の新奇な組み合わせや新规定を取り込んだ (cf. Anderson 1952; Debs 2014; Zahra 1959)。同法の中で「家族ワクフ」と「慈善ワクフ」は概念上区別され、差異が設けられた。たとえば、従来「永続性／無期」(ta‘bīd) を前提としていたワクフの設定において「期間の定め／有期」(ta‘qīt) が導入されたが、家族ワクフは必ず「有期」としなければならず、その上限は「受益者の 2 世代または 60 年まで」と定められた (第 5 条)。他方、慈善ワクフに関しては、設定者が期間の有無を選ぶことができるが、宗教的含意が強い礼拝所に関わる場合には、「無期」にすること

が課された。この期間の満了等の理由により、「ワクフの終了」という事態が想定される(第16条)、「終了したワクフ財」は、所有権を持つとみなされた者へ返還・分配されることになった(第17条)。この第17条の規定を詳しく見てみよう。

第17条によれば、終了したワクフの財産は、設定者が生きていれば、当人に返還される。これ自体、イスラーム法学では見解が一致せず、その論理構成に批判がなかったわけではないが²、ワクフを賃貸借や使用貸借などの契約と同様のものとみなせば、契約期間後に原所有者に返還されるという論理は常識的には理解される。問題は、設定者が死亡している場合である。第17条には2パターンの対応が見られる。第1項によれば、同法第24条で規定される「義務的持分の持ち主」(dhawī al-ḥiṣāṣ al-wājiba)が関わるワクフであった場合には、当該ワクフ財の権利は、ワクフ受益者に指定された者かその後2世代に、これらがいなければ設定者の相続人に、これもいなければ公庫に入る。第2項によれば、「義務的持分の持ち主」が関わらない場合には、設定者の相続人に、これらがいなければ公庫に入ることになる。つまり、違いは第24条が定める「義務的持分」にある。これは何を意味するのか。

第24条によれば、設定者が有する全財産の1/3を超える財産規模のワクフについては、「設定者死亡時に現存する設定者の子ども、配偶者、父母」に「後からの請求する権利／追奪請求権」(al-istiḥqāq)が認められる。つまり、当該ワクフ財に指定された受益者とは別に、上記の「義務的持分の持ち主」には、相続権にもとづく当該ワクフへの請求権を持つことを意味する。この考え方は、同条に「相続の規定に従う」と記されるように、相続法(1943年法律第77号)と遺贈法(1946年法律第71号)に由来するようである。相続法において、相続法の対象となる財産は、被相続人の葬儀費用と負債、遺贈指定分を差し引いた後の残余である(相続法第4条)。遺贈は、被相続人の死亡時に発生する贈与で、相続対象財産より先に取り分けられるが、その実行が法的に保護されるのは全財産の1/3までである(遺贈法第76条)。ワクフに関する1946年法成立時の議論では、個人の死後の財産処分はワクフと遺贈を合わせて全財産の1/3までとすることが「イスラーム法」で決まっていたため、これを遵守することとし、この範囲を超えた場合には、追奪請求権が「子ども、配偶者、父母」という近い相続人——内家族(inner family)(Anderson 1952: 267)——に与えられると論じられた。従って、第17条の第1項と第2項の違いは、終了したワクフ財の返還において受益者(家族のごく一部)と相続人(より広く捉えられた家族)のいずれを優先するか、という問題だけではなく、相続や遺贈などの関連する規定までを計算に入れた上で、個人の財産をどのように分配し、家族間の均衡を図るか、という問題に関わるものであった。1946年法の第17

² 所有権の移転が「停止」されたワクフ財の所有者は、原所有者である設定者か、ワクフ財の使用利益が与えられる受益者か、神のものか、誰のものでもないか、イスラーム法学上も議論が別れる(柳橋 2012: 657-658; Maghniyyah 1997: 5-6)。

条は、受益者と相続人の双方に配慮しつつ、慎重に線引きを行っていた。

他方、家族ワクフを廃止した 1952 年法では、これとは異なる形で線引きがなされた。同法第 1 条では「家族ワクフは認めない」と宣言され、第 2 条では「その支出が慈善機関に向けられないワクフはすべて終了したものとみなす」と、あらゆる家族ワクフの終了が明示された。第 3 条ではそうして終了されたワクフ財の返還と分配の方法が定められた。この第 3 条の規定は、1946 年法第 17 条の表現によく似ているが、返還先に関する部分がわずかに異なる。ワクフ設定者が生きている場合の規定は、ほぼ同じである。設定者が死亡している場合、当該ワクフ財の権利は、「現存する受益者」(al-mustaḥiqqīn al-ḥālīyīn) に各自の持分ごとに移り、これらの者が死亡している場合には、これらの相続人が各自の持分ごと権利を受け継ぐ。前述の 1946 年法の第 17 条に比べて、かなり単純化されていることがわかるだろう。1952 年法で「現存する受益者」とその相続人だけに限定したことは、1946 年法のように「義務的持分の持ち主」との兼ね合いを考慮に入れる必要がなく、「現存する受益者」以外の多くの者の権利を無視することができることを意味する。「1952 年革命」直後に制定された法律であるため、起草時の議論も残っておらず法案作成者の真意は不明であるが、おそらく家族ワクフ廃止の手続きを迅速に実施するために考案されたと考えられる。

1952 年法第 3 条は、「ワクフを奪われた者」という同法に対する根強い反対者を生み出し、その後の分割手続きも問題含みであった (Baer 1969: 88–89)。実際、1952 年法により終了された家族ワクフの分割協議や異議申立てを管轄する行政委員会の立ち上げに関する法律が制定され (1958 年法律第 18 号、1960 年法律第 55 号)、行政・司法は対応に追われていた。しかしその後、少なくとも立法の局面では、家族ワクフの廃止という規定そのものを変える法改正が行われることはなく、「家族ワクフは終了した」とみなされ、個別の問題は司法の手に委ねられた。1952 年法第 3 条に対する 2008 年の違憲判決は、この文脈に位置づけられるのである。次節にてその内容と意義を詳しく見てみよう。

III 2008 年違憲判決の内容と意義

現代エジプトにおいて、国会で承認された法律や各省庁の命令・規則は、官報に掲載され、公布される。官報は、工業・中小企業省傘下の公機構である国立出版局 (hay'a al-maṭābi' al-amīriya) によって印刷されるほか、同局のウェブサイト (<http://www.alamiria.com/index.html>) でも順次公開される。また、関係する法令は同局によってまとめられ書籍化される。ワクフに関しては、ワクフ地の利用法として知られるヒクル (永代賃貸借) と合わせて、『ワクフ・ヒクルの法律および施行令』(以下『ワクフ法』と略称) が出版されている (al-Bayyūmī and Bakrī 2014)。この中で 1952 年法の第 3 条には注が付され、「2008 年 5 月 4 日付で司法暦 23 年最高憲法裁判所第 33 号判決

が公布され、2008年5月19日付官報第20号（追）に掲載された。同判決は1952年法律第180号第3条の違憲性を判断し、本書巻末第222頁に収録されている」と書かれる。当該箇所を開くと、222頁から10頁にわたって判決全文が掲載されている。最高憲法裁判所の判決は公式ウェブサイト（<http://www.cc.gov.eg/Dostoureya.aspx>）でも公開されているので確認すると、冒頭部分の形式がやや異なるのと、原告・被告の名前のリストが含まれていない。従って、本稿では『ワクフ法』を底本とする。

最高憲法裁判所の判決文は、「人民の名において、最高憲法裁判所は」という常套句に始まり、日付と担当裁判官の名前、判決番号、原告と被告の名前、最高憲法裁判所への送付に至るまでの「手続き」（al-ijrā'āt）に触れた後、「判決」（al-mahkama）が述べられる。「判決」は数頁にわたり、原訴訟の概要、問題となった家族ワクフの事実の紹介、違憲性が疑われる法律の条文、審理の手続きなどを記述する。末尾には、「これらの理由をもって」（fa-li-hādhihi al-asbāb）という小見出しが設けられ、判決が要約される。以下では、まず時系列に沿って、訴訟の事実関係を確認していこう。

本案件は、フサイン・ムハンマド・サアド・ジャーウィーシュという名の人物（以下HJと略称）が1920年代に設定した家族ワクフに関する1952年法による廃止後の持分権について、HJの子孫の一部がHJの子孫の別の一部に対して起こした民事訴訟として始まった。原告は、1990年にエジプト南部のミニヤー始審裁判所の身分関係部に訴えを起したが、1997年同裁判所により訴えを却下された。そこで原告はベニー・スウェーフ控訴院に上訴し、そこで1952年法の第3、5、9条、1946年法の第17、18条に違憲性の疑いがあると主張した。同控訴院はこの主張を受け入れ、2001年に本案件を最高憲法裁判所に送付し、最高憲法裁判所はこれを受理し、2008年に1952年法第3条に関する違憲判決を下した、という流れになっている。普通司法の訴訟として始まったものが、最高憲法裁判所に議論の場を移していく流れは興味深い。以下では、このHJ家族ワクフ問題の詳細について、つまり、当該ワクフがそもそも誰を受益者とし、1952年法は誰に何を与え、原告は被告に何を求めたのか、ということを決済内容から再構成してみよう。

判決に記載された情報によれば、HJには（少なくとも）5人の息子がいたようである。ミニヤー・イスラーム法裁判所³で1923年に登記されたワクフ文書によれば、設定者HJは、イブラーヒーム、アブドゥッラフマーン、ハサンという3人の息子とその子孫を受益者として、「彼ら〔3人〕の間で平等に」持分を与える家族ワクフを設定した⁴。当該ワクフ財の管財人には自身を指定し、自身の死後は3人の息子の中の「最もよく導

³ 1949年の司法体制の統一前は、ワクフや相続などイスラーム法に由来する家族関係の訴訟や登録はイスラーム法裁判所（mahkama shar'īya）の管轄であった。

⁴ 対象となったワクフ財は、おそらく農地だと考えられるが、判決には「ワクフ文書に記載された財産」としか書かれず、詳細は不明である。

かれた者に」(li-l-arshad) 任せるよう定めた。

ところが、翌 1924 年に 3 人の中のハサンが死亡したことで、HJ の心境に変化が生じたようである。HJ は、ワクフ契約の内容に変更を加え、「二人〔イブラーヒームとアブドゥッラフマーン〕から 2 キーラートずつ」持分を取り上げ、(死亡したハサンの分と合わせて)「取り上げた 12 キーラート」を自身を受益者にして、自身の死後には別の息子 2 人であるアブドゥルハミードとアブドゥルガニーに「両者の間で平等に」与えることにした。

ここでキーラート (qīrāt) という語が出てきたが、これは一般にエジプトの土地面積単位のことで、1 フェッダーン (faddān, 4200.833m²) の 1/24、175.035 m² に相当する。1923 年の最初の時点のワクフについては、判決には「彼らの間で平等に」としか書かれていないので、各自の持分は不明だが、1924 年の修正時には、イブラーヒームとアブドゥッラフマーンはそれぞれ 1923 年時点から 2 キーラート減らされ、HJ は 12 キーラートの持分が得ていた。仮にこのキーラートが面積ではなく 1/24 というワクフ財全体の中の比率を指すとすれば、1923 年時点には 3 人の兄弟が 8/24 ずつ、すなわち 1/3 ずつ分け合っていたが、1924 年時点で、HJ が死亡したハサンの分を取り上げ、さらに残った 2 人から 2 キーラートずつ取り上げたことで、8+2+2 であるので 12/24、すなわち 1/2 を自身の持分とし、死後は別の息子 2 人に与えることにしたという理解が成り立つ。そうすれば、先に死亡したハサン以外の兄弟 4 人は 6/24、すなわち 1/4 ずつ平等に父のワクフ財の持分を手に入れることができる。

その後、話は 3 年後の 1927 年に急転する。HJ はワクフ契約の内容を再び見直し、これをミニヤー・イスラーム法裁判所に届け出た。この時、HJ は (おそらく 6/24、つまり 1/4 ずつ持っていた) イブラーヒームとアブドゥッラフマーンからすべての持分を取り上げて自らのものとし、自身の死後はアブドゥルハミードとアブドゥルガニーの 2 人に 15 と 9 キーラートずつ与えるように定めた。これでワクフ財全体は 24 キーラート (比率であれば 100%、面積であれば 1 フェッダーン) となる。HJ がイブラーヒームとアブドゥッラフマーンの 2 人から持分を取り上げた理由、アブドゥルハミードとアブドゥルガニーの 2 人のみにワクフを設定し直し、しかも 15:9 というわずかに平等でない比率で持分を与えた理由は、最高憲法裁判所の判決からは明らかではない。1946 年法以前のエジプトでは、このようなワクフ設定者の恣意的な変更が可能であったということは読み取ることができるだろう。

翌年の 1928 年に HJ は死亡した (すでに死期を悟っていた HJ が遺産分配に先んじてこのような手続きを行ったのかもしれないが、この点についても判決は何も述べない)。その後、ワクフの権利は、ワクフ文書に書かれた通り、アブドゥルハミードとアブドゥルガニーの 2 人のもとへ移り、さらにその約 20 年後に 1952 年法が施行され、HJ ワクフも強制的に終了されたと推定される。前節で見たように、1952 年法第 3 条によれば、

ワクフ設定者が死亡している場合には、「現存する受益者およびその後 2 世代」が各自の持分に従って当該ワクフ財の所有権を得ると定められている。判決の記述も、アブドゥルハミードとアブドゥルガニーの 2 人が前述の割合によりその権利を得たことを示唆している。判決によれば、1959 年に（ワクフを得た）アブドゥルハミードが死亡した。同年には（ワクフを得られなかった）アブドゥッラフマーンも死亡し、彼は相続人を残さなかったようである。

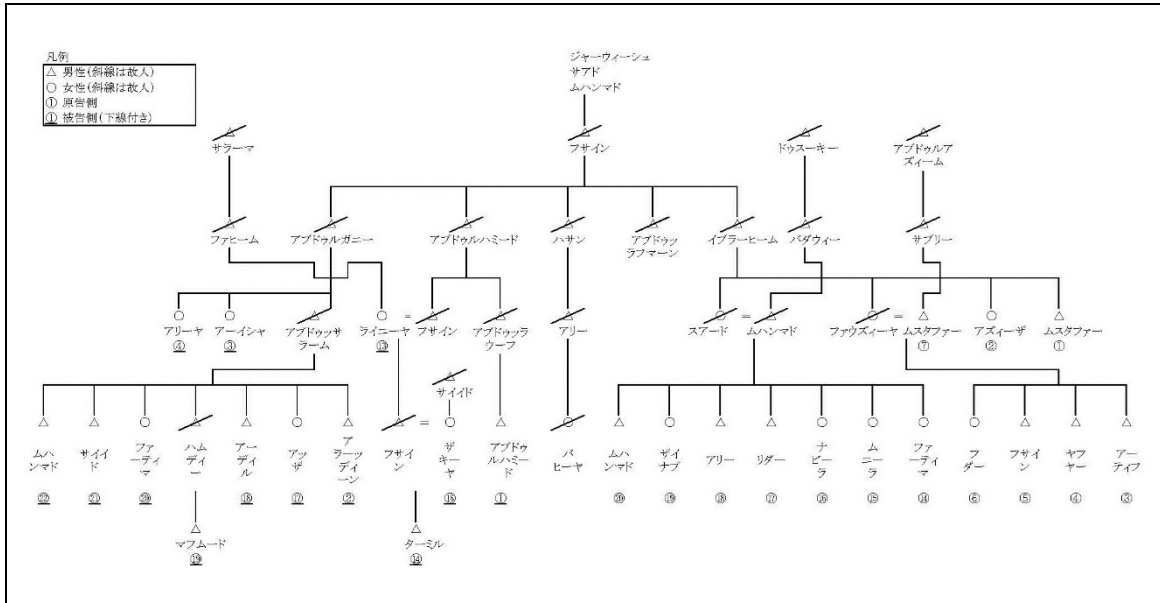
こうした状況の中で 1997 年に訴訟を起こしたのは⁵、（ワクフを得られなかった）イブラーヒームの子孫で、中心人物はイブラーヒームの息子ムスタファー（原告第 1 番）である。ムスタファーら原告は、（ワクフを得た）アブドゥルハミードの孫のアブドゥルハミード⁶（被告第 1 番）と、関連行政機関であるワクフ省の大臣や当該ワクフ財が存在する地域の首長に対し、HJ ワクフ全体の 1/5 とアブドゥッラフマーン持分の 1/4 を引渡すよう要求した。全ワクフ財の 1/5 は、HJ の家族ワクフを 5 人兄弟で平等に分けた分だと考えられる。アブドゥッラフマーンは相続人を残さず死亡したので、これを残った兄弟 4 人で分けたのが後者であり、1/5 の 1/4 なので 1/20。先の 1/5 と 1/20 を足すと 5/20、すなわちワクフ財全体の 1/4、HJ のワクフ財を残った兄弟 4 人の子孫で平等に割った分を要求したことになる。

これら原告と被告の関係を家系図に表したのが図 1 である。一般に、エジプトの人名は、個人名・父の名・祖父の名・曾祖父の名・家名などという形で、父方の先祖（男性）の名を連ねて構成されることが多い（ただし、個人名以外のどれを残しどれを省くかという作業には個人の意思や不規則性も多く介在する）。たとえば、フサイン・ムハンマド・サアド・ジャーウィーシュは、フサインが個人名、ムハンマドが父、サアドが祖父であり、ジャーウィーシュはおそらく家族名であろうと推測される。このような方法で再構成した家族関係図であるので、欠けている情報や不正確な情報が含まれている可能性（たとえば、イブラーヒームら 5 人兄弟にはほかに姉妹がいなかったかどうか、5 人兄弟は皆同母であったかどうか）を留意しておかなければならないが、おおよその関係性は掴むことができるだろう。

⁵ なぜ 1997 年という時期なのか（1952 年法から 50 年近い後）ということも、最高憲法裁判所の判決からは明らかではない。

⁶ 祖父のアブドゥルハミードと同名であるのでわかりづらいが、孫の名は、アブドゥルハミード・アブドゥッラウフ・アブドゥルハミード・フサイン・ジャーウィーシュになる。

図 1. 最高憲法裁判所判決から推測される HJ 家族関係図



出典：筆者作成

図 1 の中で原告は右側に集まり、被告は左側に集まる。原告筆頭のムスタファーは、HJ の 5 人の息子の 1 人で、イブラーヒームの息子という第 2 世代 (HJ の孫) にあたり、図 1 の中段右側にいる。他方、被告筆頭のアブドゥルハミードは、HJ の息子であるアブドゥルハミードの息子アブドゥラウフの息子という第 3 世代 (HJ のひ孫) にあたり、図 1 の下段中央にいる。ムスタファーにとって、アブドゥルハミードは父方平行イトコの息子にあたる。図 1 では、相続権発生の観点から、訴訟時点ですでに死亡していると推定される者に斜線を引いてある。原告側は第 2 世代のムスタファーが生存しているのに対し、被告は第 2 世代の男性 3 人はすでに死亡し、第 3 世代のアブドゥルハミードが責任を引き受けている。

判決内容に戻れば、ミニヤー始審裁判所は 1997 年に原告の訴えを棄却する理由として、1927 年のワクフ文書と 1952 年法より登記された家族ワクフ名簿にもとづき、イブラーヒームとアブドゥラフマーンの 2 人がワクフ設定者 HJ によってすでに当該ワクフの受益者から外されていたことを挙げた。これに対し、ベニー・スウェーフ控訴院は、事実関係ではなく関連する法律の違憲性の疑いを主張されたため、最高憲法裁判所に送付し、審理を委ねた。最高憲法裁判所は、判決の中で、違憲性を疑われた部分に相当する 1946 年法律第 48 号の第 17、18、56 条、1952 年法律第 180 号の第 3、5、9 条について検討している。1946 年法の第 17、18 条と 1952 年法の第 3 条は、本稿前節で触れたので省略するが、1946 年法第 56 条は、同法の規定が同法施行前に設定されたあらゆるワクフに適用されるが、同法第 5 条の第 1～3 項、第 8 条、第 11 条の一部、第 12 条の一部、第 16、17 条は適用を除外することを定めたものである。すなわち、1923 年に設

定され、1927年に変更されたHJの家族ワクフについては、1946年法第17条の規定がそもそも適用されないことを意味する。1952年法の第5条はイスラーム法裁判所に託されたワクフ財の返還方法を記すだけで本案件と関連性が薄く、第9条は「本法に反するすべての規定は無効である」というものであるが、最高憲法裁判所はこれだけをもって事実関係の判断をするには憲法的観点からは弱いと判断した。こうして最後に残ったのが、終了したワクフ財の返還先を「現状の受益者」のみに認める1952年法第3条の是非であった。

判決では続けて、最高憲法裁判所の手続き規定に従い、本案件の違憲性審査実施の適正さを確認し、国家代理人を担う国家争訟機構(hay'a qadāyā al-dawla)による弁護を検討した上ですべて退けた後、審理の対象となる1952年法第3条が、「憲法第34条に定められる所有権の保護に反する」点を指摘した。憲法とは、2008年のことなので1971年憲法を指すが、その第34条には、「私的所有権」(milkīya khāṣṣa)の保護と収用の濫用の禁止の後、「相続権」(ḥaqq al-irth)の保障が明記されていた。この私的所有権の上に立つ相続権の保護を1952年法第3条の違憲性判断の理由として、判決は以下のように述べる。

相続権に関する憲法の保障は、被相続人の遺産(taraka)に対するイスラーム法的相続人の権利(ḥaqq al-wirtha al-shar'īyīn)が、過不足なく各自の持分によりすべての権利者に移転されるべきことを意味する。同様にこれは、被相続人が、相続人——またはその他の者——に対する遺贈(waṣīya)が認められる程度を除き、遺産に指定する権利を侵害するほどの持分を、単一の相続人に与えることはできないことを意味する。従って、法律制定者がこの限度に反した場合には、それは、すべての相続人に認められる遺産の持分権を保護する私的所有権に対する敵対行為であり、相続権を保障する憲法第34条に対する違反となる。(al-Bayyūmī and Bakrī 2014: 232)

私的所有権に由来する相続権が憲法によって保障される基本的権利であること、そしてワクフと遺贈を合わせて遺産の1/3までは被相続人が自由にしてよいという「イスラーム的相続法」で合意された内容を前提として、これを超える権限をワクフ受益者に与えたのは、1952年法第3条を定めた法律制定者の過ちであり、立法権の濫用であり、憲法違反である、という論理が観察される。こうして判決は、最終部において、1952年法第3条が憲法によって保障された所有権・相続権を侵害することから違憲とする判断を下した。

これ以後、1952年法第3条は適用不可能になっている状態にあるが、この部分について何らかの法改正が行われたという話も聞かない(違憲判決がすぐさま法改正に結びつかないのはどこでも同じなのであろうか)。同判決はムスタファーら原告にとって大

きな「勝訴」であったことは間違いないが、その後 HJ ワクフの分割が原告の要求通りに進んだかどうか、そこまで過去に遡及する力を持つのかどうかは、この判決からだけでは不明である。判決で明らかにされたように、1946 年法第 17 条は、同法第 57 条により、同法施行前に設定されたワクフには適用されない。これにより、最高憲法裁判所は 1946 年法第 17 条の規定内容の是非の議論にまで立ち入ることを避けた。本案件の原告ムスタファーらにとっては、依拠すべき法令条文がないことを意味する。ムスタファーらは、子孫がいる 4 人の兄弟間の平等な分割を求めたが、この単純な計算が相続法やその他の財産分配規則に従って適当であるかどうかはまた別の論議を呼ぶだろう。また、もしこの第 3 条違憲判決によって、終了した家族ワクフの分割のすべてが蒸し返されるとしたら、影響を受ける範囲は極めて大きい。いずれにせよ、1952 年法により家族ワクフは「終了」されたが、最高憲法裁判所やその他裁判所の現代政治における力と役割を考えると、「終了」の事後処理はまだ終わっていないと言えるのかもしれない。

おわりに

本稿では、家族と法の関わり、とりわけ財産分配に関わる点を考察するため、中東地域にかつて広く根づき、現代では多くの国家で法令により制限や禁止を受けている家族ワクフを取り上げ、エジプトでこれを廃止した法律（1952 年法律第 180 号）に含まれる終了したワクフの返還を定めた第 3 条に対する、最高憲法裁判所による 2008 年違憲判決を分析した。本稿の第 1 節では、基本用語としてワクフ、家族ワクフ、最高憲法裁判所を概説し、第 2 節では、同判決に深く関わる 1946 年法第 17 条と 1952 年法第 3 条を比較検討した。第 3 節では、1952 年法第 3 条の違憲性を判断した 2008 年違憲判決について、原告の要求、問題となる家族ワクフの時系列的状況整理、原告と被告の家族的関係、相続権を根拠とする判決の論理構成を明らかにした。

第 3 節末で述べたようにエジプトでは、法令上家族ワクフは「終了」したが、その事後処理はまだ終わっていない。少なくとも司法の局面では、家族ワクフ問題はいまだに動きがあるようである。このことは 1979 年に設置され、1990 年代頃から政治的・社会的な重要性を持つようになった最高憲法裁判所によって後押しされている。しかし立法の局面を見ると、違憲判決後に 1952 年法第 3 条に関する法改正がないばかりか、2010 年代の憲法改正の中でワクフへの関心が高まり、「慈善ワクフの推進」が憲法に含まれるようになった（竹村 2018a）とはいえ、議会またはマスメディア上でのワクフ論議は特に盛り上がりを見せておらず、家族ワクフを含めたワクフ法再編が起こる気配も感じられない。近隣のチュニジアでは相続法における男女間権利の平等を目指す法改正が提案され、賛否両論の激しい論議が聞かれるようだが、これに対するエジプトの反応は冷やかで、「イスラーム法」由来の規定を変えようとする動きへの不満の声すら聞かれる。

このようにエジプトのワクフ法の行く末はいまだ霧の中であるが、少なくとも本稿での違憲判決の論理分析をする中で、ワクフが家族の財産分配の一部を担う（または、少なくとも過去には担っており、その影響は現在にも続く）こと、ワクフが同じく「イスラーム法」由来と呼ばれる相続や遺贈と深く関わるが見えてきた。このあたりの関わりを視野に入れつつ、中東における家族と法の関わりについて今後も考察を続けていきたい。

<参考文献>

<日本語文献>

- 大河原知樹・堀井聡江 2014. 『イスラーム法の「変容」：近代との邂逅』 山川出版社。
- 竹村和朗 2018a. 「第2章憲法：2014年憲法の制定過程と条文内容」 土屋一樹編『動乱後のエジプト：スィーサー体制の形成（2013年～2015年）』 アジア経済研究所ウェブ報告書、18-36。
- 2018b. 「第4章司法：ムスリム同胞団関連事件に関する破棄院の判決から」 土屋一樹編『動乱後のエジプト：スィーサー体制の形成（2013年～2015年）』 アジア経済研究所ウェブ報告書、49-63。
- 比較家族史学会編 1996. 『事典家族』 弘文堂。
- モース、マルセル（森山工訳） 2014. 『贈与論他二篇』 岩波書店。
- 柳橋博之 2012. 『イスラーム財産法』 東京大学出版会。

<英語文献>

- Anderson, J.N.D. 1952. “Recent Developments in Sharī‘a Law IX: The Waqf System.” *The Muslim World*, 42(4): 257-276.
- Baer, Gabriel. 1969. *Studies in the Social History of Modern Egypt*. Chicago and London: The University of Chicago Press.
- Debs, Richard. 2010. *Islamic Law and Civil Code: The Law of Property in Egypt*. New York: Columbia University Press.
- El-Morr, Awad Mohammad, Abd El-Rahman Nossier, and Adel Omar Sherif. 1996. “The Supreme Constitutional Court and Its Role in the Egyptian Judicial System.” In Boyle, Kevin and Adel Omar Sherif eds., *Human Rights and Democracy: The Role of the Supreme Constitutional Court of Egypt*. London, The Hague, and Boston: Kluwer Law International, pp. 37-60.
- Maghniyyah, Muhammad Jawad. 1997. *Waqf, Hajr and Wasaya According to Five Schools of Islamic Law*. Tehran: Department of Translation and Publication, Islamic Culture and Relations Organization.

Moustafa, Tamer. 2007. *The Struggle for Constitutional Power: Law, Politics, and Economic Development in Egypt*. Cambridge: Cambridge University Press.

<アラビア語文献>

al-Bayyūmī, Islām Muḥammad and ‘Ādil ‘Abd al-Tawwāb Bakrī eds. 2014. *Qawānīn al-Waqf wa-l-Ḥikr: wa-l-Qarārāt al-Tanfīdhīya (al-Ṭab‘a al-Sābi‘a)*. [ワクフ・ヒクル法および施行令 (第7版)] Cairo: al-Maṭābi‘ al-Amīriya.

Buḥayrī, Aḥmad Muḥsin and ‘Alī Sulaymān Abū Dunyā eds. 2015. *Qawānīn al-Mīrāth wa-l-Waṣīya: wa-l-Wilāya ‘alā al-Nafs wa-l-Māl (al-Ṭab‘a al-Thāniya ‘Ashara)*. [相続・遺贈・後見法 (第12版)] Cairo: al-Maṭābi‘ al-Amīriya.

al-Jamal, Aḥmad Muḥammad ‘Abd al-‘Azīm. 2007. *Dawr Niẓām al-Waqf al-Islāmī fī al-Tanmiya al-Iqtisādīya al-Mu‘āṣira*. [現代の経済開発におけるイスラーム的ワクフ体制の役割] Cairo: Dār al-Salām.

Zahra, Muḥammad Anwar. 1959. *Muḥāḍarāt fī al-Waqf*. [ワクフ講義] Cairo: Ma‘had al-Dirāsāt al-‘Arabīya al-‘Ālamīya.